

## 高齢社会対策基本法案要綱

### 第一 前文

我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでいるが、その速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある。ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定するものとする。

### 第二 目的

我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。 (第一条関係)

### 第三 基本理念

高齢社会対策は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならないものとする。 ( 第二条関係 )

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

### 第四 国の責務

国は、基本理念にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。 ( 第三条関係 )

### 第五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経

済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（第四条関係）

## 第六 国民の努力

国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。 （第五条関係）

## 第七 施策の大綱

政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならないものとする。 （第六条関係）

## 第八 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。 （第七条関係）

## 第九 年次報告

政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書並び

に高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないものとする。  
こと。（第八条関係）

## 第十 基本的施策

### 一 就業及び所得（第九条関係）

- 1 国は、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

### 二 健康及び福祉（第十条関係）

- 1 国は、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、介護を必要とする高齢者が適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

### 三 学習及び社会参加（第十一条関係）

- 1 国は、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

### 四 生活環境（第十二条関係）

- 1 国は、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保するとともに、高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 五 調査研究等の推進（第十三条関係）

国は、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

#### 六 国民の意見の反映（第十四条関係）

国は、国民の意見を国の高齢社会対策に反映させるための制度を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

### 第十一 高齢社会対策会議

- 一 総理府に、特別の機関として、高齢社会対策会議を置き、同会議において高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整等を行うものとする。（第十五条関係）
- 二 高齢社会対策会議は、会長及び委員をもって組織し、会長は内閣総理大臣をもって充て、委員は関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する等、その組織及び運営について所要の規定を置くこと。

( 第十六条関係 )

第十二 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 関連法律について所要の改正を行うこと。